

平成27年10月5日

答申第599号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成24、25年度半期ごとの受信料免除基準3項（免除事由の調査）の実施数を基準第1項(1)～(5)別に〈施設については管理者数〉の開示の求めがあった。

NHKは、「半期毎の実施数」の文書は作成しておらず、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、受信料免除基準第1項の免除事由の(1)社会福祉施設および(2)学校を対象とした25年度の免除事由に係る調査実施数を開示することとする。なお、当該調査は2年ごとに行っており、24年度は実施していないため、文書が存在せず開示することができない。また、免除事由の(3)公的扶助受給者、(4)市町村民税非課税の障害者、および(5)社会福祉事業施設入所者を対象とした調査実施数は、各年度とも取りまとめていないため、いずれも文書が存在せず開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、受信料免除基準第1項の免除事由のうち社会福祉施設および学校を対象とした25年度の調査実施数を開示することとしたこと、24年度の当該調査実施数と各年度の公的扶助受給者、市町村民税非課税の障害者、および社会福祉事業施設入所者を対象とした調査実施数は、いずれも文書が存在しないため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

#### 4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第614号諮問、審議、答申